



第4章 消費課税



4-1 車体課税の見直し

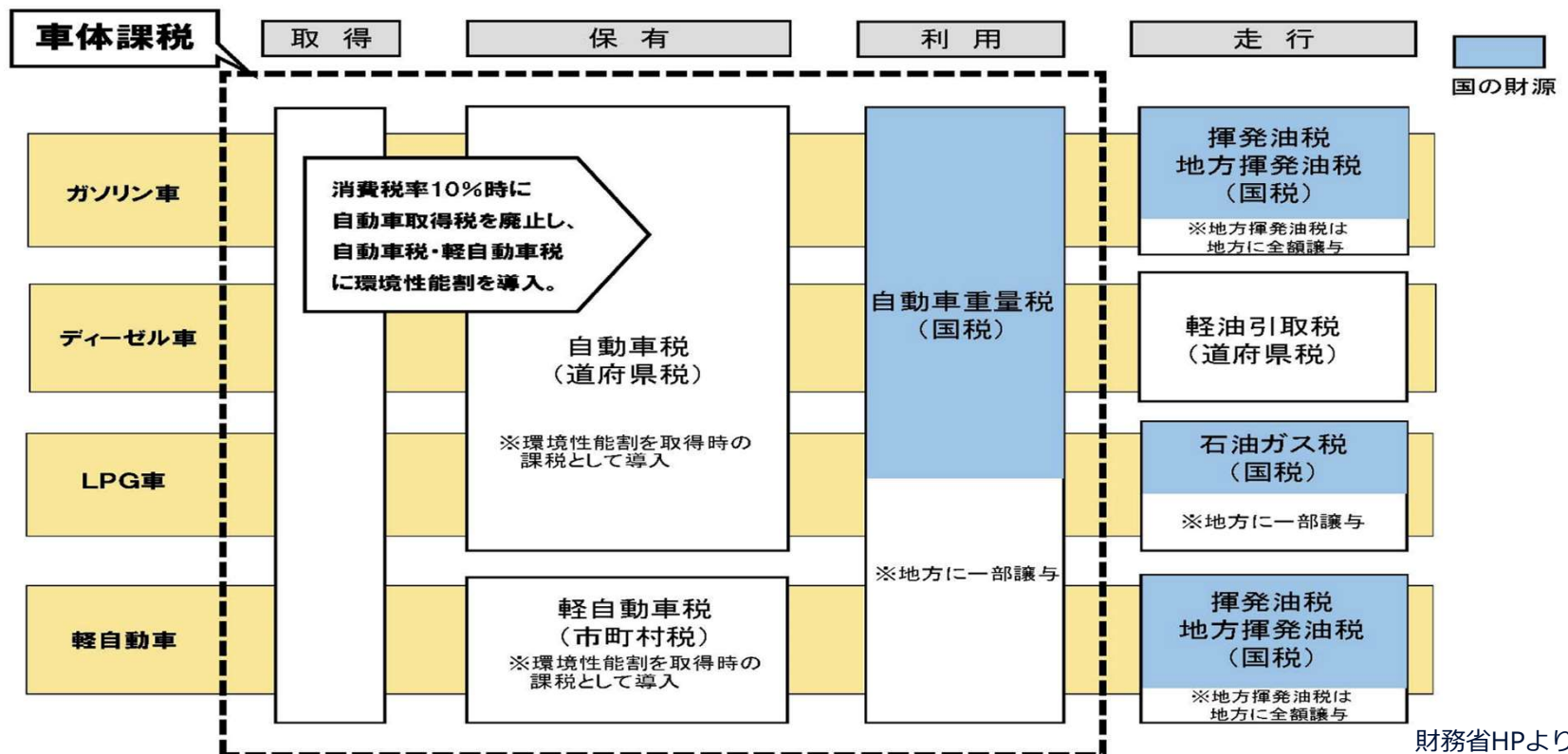


1.改正の背景など

自動車業界は「CASE」に代表される大改革に直面しており、次のエコカー減税等の期限到来時に抜本的な見直しを行うことを前提に、一定の猶予期間が設けられます。

CASE…C(Connected (コネクティッド)) A(Autonomous (自動運転)) S(Shared (シェアリング)) E(Electric (電動化)) の頭文字

【参考】自動車に係る税金（財務省HPより）なお、下の図にある税のほか、消費税がかかります。





4-1 車体課税の見直し



2.自動車重量税のエコカー減税（国税）

排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車に係る自動車重量税の免除等の特例措置

2020年度燃費基準の達成を条件に、2030年度燃費基準の達成度に応じ減免する仕組みに切り替え適用期限が2年延長されます。
2回目車検時の免税対象について、電気自動車等、一定のハイブリッド車等に重点化を図ります。

3.自動車税・軽自動車税の環境性能割（地方税）

2020年度末が、燃費性能に応じた税率区分の2年ごとの見直し時期に該当

2020年度燃費基準の達成状況を考慮し、2030年度燃費基準の下で税率区分が見直しされます。
臨時的軽減の適用期限を9月延長し、2021年12月31日までに取得したものが対象となります。

4.自動車税・軽自動車税の種別割のグリーン化特例（地方税）

環境性能等の優れた自動車の税率を軽減し、一定の年数を経過した自動車の税率を重くする特例措置

種別割のグリーン化特例（軽課）からクリーンディーゼル車を除外、電気自動車等の重点化及び基準の切り替えを行ったうえで適用期限が2年延長されます。

5.クリーンディーゼル車の取り扱い

- ・エコカー減税、環境性能割 … 2023年度以降、ガソリン車と同等に扱われます。
- ・グリーン化特例（軽課） … 対象から除外されます。



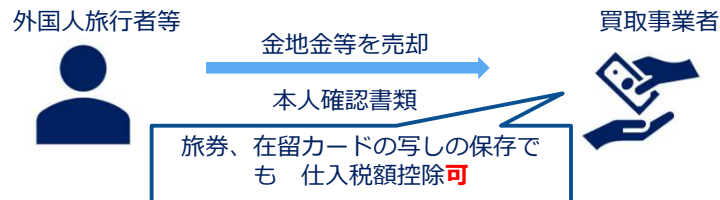
4-2 金又は白金の地金の課税仕入れに係る 仕入税額控除の要件の見直し

〈改正の概要〉

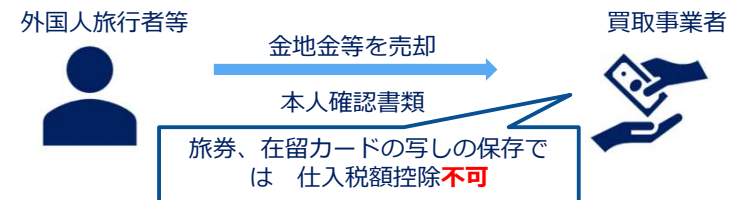
金地金等についてより一層の密輸抑止を図る観点から、消費税の仕入税額控除の要件として保存することとされている本人確認書類のうち、一定の書類が対象から除外されます。

区分	【改正前】	【改正後】
国内に住所を有する者	マイナンバーカードの写し、住民票の写し、戸籍の附票の写し、健康保険証の写し、国民年金手帳等の写し、運転免許証等の写し、旅券の写し、 在留カード等の写し 、国税等の領収証書の写し、その他これらに類するもの	左記から 在留カードの写し を対象から除外。
国内に住所を有しない者	戸籍の附票の写し、健康保険証の写し、国民年金手帳等の写し、運転免許証等の写し、 旅券の写し 、 在留カード等の写し 、国税等の領収証書の写し、 その他これらに類するもの	左記から 在留カードの写し 、 旅券の写し 、 その他これらに類するもの（外国政府発行の本人確認書類） を対象から除外。

【改正前】



【改正後】



〈適用時期〉

2021年10月1日以後に国内において事業者が行う課税仕入れについて適用されます。